答 弁 第 三 三 五 号平成二十年十二月十九日受領

内閣衆質一七〇第三三五号

平成二十年十二月十九日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出対馬の現状に対する政府の認識等に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

衆議院議員鈴木宗男君提出対馬の現状に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書 (平成二十年十一月十一日内閣衆質一七〇第一七一号。以下 「第一回答弁書」という。)八

及び九についての答弁は、 御指摘の 「韓国資本により不動産が買い占められている対馬の現状」に関して

詳細な事実関係は把握していない旨をお答えした上で、一般的な見解を述べたものである。 御指摘の国会

における答弁は、 先の答弁書(平成二十年十二月九日内閣衆質一七○第二九四号)一及び四についてでお

答えしたとおり、 第一回答弁書八及び九についてでお答えした内容を踏まえた上で行ったものである。

一について

第一回答弁書八及び九についてでお答えしたとおりである。

三について

仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、 政府としては、 対馬が我が国固有の

領土であり、 大韓民国政府も対馬を同国の領土として認識していないことは明らかであるとの認識に基づ

き、 引き続き、 大韓民国国会の動向等について、注視するとともに、必要に応じて大韓民国政府の注意を

\_.